

第11日目(12月19日)

議長(峠 佳一君) おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただ今の出席議員数は30名であります。これから本日の会議を開きます。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、報告第9号 産業建設委員会の副委員長の選任についてを行います。産業建設委員会の副委員長の選任についてはお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第2、平成20年陳情第6号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情、及び日程第3、平成20年陳情第7号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費(私学助成)の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情、以上2件を一括議題といたします。総務文教委員長・笠原喜一郎君の審査報告を求めます。

笠原総務文教委員長 おはようございます。平成20年12月9日に総務文教委員会に付託をされました事件について審査の報告をさせていただきます。陳情第7号 子どもたちが学費を心配せずに私立高校で学べるようにするために、公費(私学助成)の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情、以上につきましては全会一致で採択すべきものと決定をしております。

それから陳情第6号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情は、賛成者少数ということで不採択とするべきものというふうに決定をしております。

なお、ここで私の方で若干付け加えさせていただくと同時に、皆さん方にお詫びを申し上げるところがありますので、しばらくの間お許しをいただきたいと思います。この付託をされました事件を審査するにつきまして、都合5回の常任委員会を開催しなけりなかつたということでもあります。そしてようやくここに議長の方に報告書を提出することができたわけでもありますけれども、その間の内容については委員会のことでありますので、詳しくは申し述べません。ただ、この5回の委員会の中で議論をされ、そしてきたことを感じる中で、やはり3町の議会の歴史、そのことによるところの議員の考え方の相違と。そのことが基本にあったのかなというふうに思っているところであります。そうした中、各委員の皆さんがなんとしても付託をされた案件についてはきちんと審査をし、そして報告書をあげなければならないというようなことで、懸命に努力をされていたことに対して、委員長として本当に心よりお礼を申し上げるところであります。

また、そのことによりまして委員以外の皆さん方に対しましても、何回かのクラブ会の会合だとか、あるいは昨日は休会日でありながら会合を持たなければならないというような、そういうご足労の場を作ってしまったということに対しまして、委員長として皆さん方にお詫びをさせていただきたいと思っております。本当に申しわけありませんでした。以上であ

ります。

議長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成20年陳情第6号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情に対する討論を行います。

反対討論ですか。

(「委員長報告に反対する討論です。いいですか」の声あり)

議長 賛成者の発言を先に求めたいと思いますが。

(「原案に賛成の討論です。」の声あり)

笹木信治君 おはようございます。陳情第6号の地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書であります。原案に賛成の立場での討論をするものであります。ご承知のように今、国の出先機関の統廃合が検討されております。それが行政改革の重要な柱であることを否定するものではありませんが、砂防や河川、国道など県をまたいで広範囲にわたるといような場合に、その県あるいはその地方だけで対応するというのは、何かと煩雑の点も出てくるということは言われております。

私どもは今、国家公務員、公務員労働者の処遇についていろいろ言われておりますが、こうした業務はやはり国が全体を把握しながら進めていくということが、より国民生活の安全につながるものと確信をしておりますので、本陳情に賛成するものであります。以上。

議長 つぎに本陳情に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成20年陳情第6号 地域間格差を拡大する地方移譲に反対し、国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択です。よって本陳情は原案についてお諮りをいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年陳情第6号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年陳情第7号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費(私学助成)の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情に対する討論を行います。まず本陳情に反対者の発言を許しますけれどもおりませんか。

(「なし」の声あり)

賛成者はどうですか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成20年陳情第7号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、公費(私学助成)の増額・拡充を求める意見書の採択に関する陳情。本陳情に対する委員長の報告は採択であります。本陳情は委員長の報告のとおりと決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成20年陳情第7号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第4、平成20年請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題といたします。産業建設委員長・樋口和人君の審査報告を求めます。

樋口産業建設委員長 おはようございます。それでは産業建設委員会の審査報告をさせていただきます。私ども産業建設委員会に平成20年12月9日に付託されましたミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願についてであります。

この請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願ということで私ども審査をさせていただきました。笛木議員が紹介議員ということで委員会に来ていただきまして説明を求め、その後それぞれご意見、賛成・反対ありましたものですから討論を行わせていただきました。賛成討論、反対の討論とそれぞれありまして、その後起立による採決の結果、平成20年、請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願につきましては、賛成多数、起立多数ということで採択すべきものと決しました。以上であります。

議長 産業建設委員長の審査報告に対する質疑を行います。

阿部久夫君 先ほど委員長報告の中では起立多数で採択されたと言われましたので、私、個人的には正直いって喜んでるところでございます。やはり今の自給不足の中で自給率を向上していくと。日本も食糧不足でもって非常にやっております。そうした中、こういった食料の転作が増えてくる。そういったものにどうして反対される意見があるのか。こういった理由で反対があったのか。もし委員長の方から答弁できれば答えていただければと思っております。

樋口産業建設委員長 今、言ったように賛成の・・・各クラブで話をできていただいたのを聞きしたところ賛成・反対両方あったということであります。討論につきましては反対の討論が1件ありましたけれども、このことにつきましては内容についてというよりは何といいますか、これを紹介いただいた議員、紹介いただいたところについて、南魚沼市の予算について賛成をいただけないというところの方の紹介で、これが上にあがっていくのは、というようなところでの反対だったというふうに感じています。

岩野 松君 今の反対討論の言葉じりについては申しわけありませんが、請願者の何というのですか紹介議員の今までのいろいろな行動についてを推し測った上で反対したというふうに解釈できたのですけれども。やはり議案そのものについて良しか悪しかということと判断するように、議員も戒めるべきだと私は思っていますし、ぜひ、委員長としてもそういう発言があった場合は注意して欲しいとも思いますが、いかがだったでしょうか。

議 長 岩野議員に申しますけれども、委員長報告に対する質疑はあくまでも審査の経過、結果に対する質疑にさせていただきたいと思っておりますけれども。

関 常幸君 質疑の中で、輸入停止になったときにどのようなことが日本に起きるかという質疑がありましたか。

樋口産業建設委員長 先ほども言いましたように、質疑についてはございませんでした。

議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 平成20年請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願に対する討論を行います。まず本請願に反対者の発言を許します。

関 常幸君 おはようございます。ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願に反対の立場で討論に参加します。日本にとって貿易の拡大は至上命題です。しかし、農業をこれ以上破壊することは絶対にあってはなりません。地球温暖化と13億人ともいわれる飢餓人口が拡大する中で、自国の農業生産の振興を図ることは先の5カ月前の洞爺湖サミットでも各国の首脳は確認したことです。世界最大の食料輸入国としての日本の責務は新しいWTO交渉を作り上げていくことです。

そこでMA米 ミニマムアクセス米のことですが、今回もWTO交渉が決裂いたしました。今のドーハ・ラウンドの前のウルグアイ・ラウンドでこの件は農産物の輸入禁止はすべて撤廃し関税化する。それを受け入れられない日本は特例措置として消費量の48パーセントの最低輸入義務を果たすとする、いわばMA米 ミニマムアクセス米の導入が決まって今日に至っているわけでありまして。それを輸入禁止にした場合には相手国からWTO協定違反として提訴され、間違いなく負けてより多くの代償を払うことになり、日本農業はもっと追い詰められることとなります。

だからこのMA米は、新しいWTO交渉の中で見直しを迫るしかないのであります。私も心情的には、生産調整をしている現在、米の輸入禁止には賛成ですが、国際約束ですのでそれができないのであります。あたかも輸入停止ができるようないいとこ取りの請願書は益々農業の現場を混乱に陥れるばかりで、農業発展にはなり得ません。よって反対をいたします。以上です。

議 長 つぎに本請願に賛成者の発言を許します。

阿部久夫君 おはようございます。請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願に対して賛成の立場から討論させていただきます。今ほど関議員から反対討論があり

ました。反対するそのWTO交渉、もちろん理解できます。しかし、今、世界各国は食料の自給率 時代が以前と大分変わってきています。中国、また先進国をはじめ発展途上国もこの国も自分たちの食料自給率に対して非常に今は力を入れているところがございます。やはりわが国も自給率が40パーセントにやっと今かろうじてなっていてございます。そこを50パーセント以上に上げようと努力しています。私たちの地域も今、非常に荒れている土地もあります。そうした中でまだまだ生産調整の拡大が、これからもおそらく行われることと思っております。

しかし、今こそわが国もこうした食料の自給率を上げるべく、きちんとした対応に取り組むべきだと思っております。いつまでもそういったミニマムアクセス米の輸入、それは確かに各国の調整間で必要だとは思いますが、きちんとした対応で国内の自給率向上を目指して努力していくと。私はそういったこれからの農業の方が大事だと思っておりますので、今後はミニマムアクセス米はできるだけ輸入に対して反対していくと。そういう気持ちで取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆さんの賛成をどうかよろしくお願いいたします。以上が賛成討論でございます。

議長 反対の討論はありますか。

駒形正博君 先ほど質疑とも討論ともとれる疑問があったようですので、私から反対討論の中で説明をさせていただきます。私はその請願の内容も吟味しますが、その請願を提出した団体がどういうものか、紹介者がどういう人かによって反対をすることもあります。というのは一般会計でも反対をする議員の請願は私は受け付けません。そうでしょう。一般会計が通らなければどうなりますか。すべてを含んだ一般会計が。

皆さんは、共産党の議員団は、我々が反対したぐらいでは否決にならないのだから反対しておけ。あとの人が賛成するわと。そういう甘えもあるかと思いますが、そういうことは私は許したくない、ということから内容ではありません。請願を出した団体について反対。

議長 つぎに賛成者の発言を許します。

笛木信治君 私は請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願について原案に賛成の立場で討論をするものであります。ご承知のように今、WTO協議が進められております。中心はやはりいわゆる重要品目といわれる規制をかける農産物を、どれだけの枠組みにするかというようなあたりで、4パーセントにするか、6パーセントにするか、8パーセントにするかというようなことで議論をしているようですが、やはり私はその国の主食にかかわる重要品目については、WTO協定からははずすというのがやはり新しい今後の世界の食料政策、あるいは貿易政策でなければならないというふうに考えます。

閣議員が言われたようにこの内容も変遷をしてきております。MA米、これは当初それが義務であるというようなことからやみくもに輸入を進めてきたわけではありますが、実際条文の中には義務というような言葉はなくて、輸入をすることができるという程度のものであって、必ずしも70万トンこれを輸入しなければならないという取り決めではないのです。事実、韓国でもミニマムアクセス米の輸入はしているわけですが、割り当てられた数量のはる

か下の数量で買い入れをしているというのが実態であります。日本が輸入目標、この数値を達成するためにやみくもに穀物を買いたさることが、決して世界のための国際貢献にならないということはいろいろな点で明らかであります。

まず途上国の食料不足、これについて国際の穀物価格が高騰をして、そうした国々が買い入れが難しくなるということもありますし、日本がその輸入数量を達成するために事故米や汚染米も含めて買いたさるという事態もあるわけで、それが大きな問題になったということにはあれこれ言いませんが、それが学校給食や病院給食まで汚染米が出回っているということは、日本の食糧、国民の食の安全を確保する上で大変重要な問題であるというふうに考えております。

国連の人権委員会でもこうした食糧輸入のあり方に対することに厳しい警告・勧告をしております。各国は今の農業政策、農業形態というものから新たな代替モデルを検討すべきというふうに提起をしております。日本もこれに賛成しているわけであります。私はそうしたことからして、農家の皆さんには3割もの減反を押し付けながら、新潟県あるいは北海道に匹敵をするような米を輸入するというやり方は、やはり改めるべきであるというふうに考えて本原案に賛成するものであります。

また、駒形議員は団体あるいは紹介議員というものを見ながら、その提起に反対することもあるという指摘をされておりました。もちろん、そのことはそれなりに私は自由であると思います。駒形議員が私にいい感情を持っていないということはわかりますが、それはそれでその人の見解でありますから差し支えないと思います。しかし、やはり請願ということになればその内容について、鬼が言おうが蛇が言おうが内容について検討するというのが、私は常道ではないかというふうにこれは私の意見ではあります、そのように思うわけがあります。

以上をもちまして本議会がこの請願を採択をして国へあげることは、やはり市長のことばにもあります「南魚沼市は何があっても農業が基である」と、まさにそこにあります。私は日本一のブランド米を持つ南魚沼市がその議会の名において、このミニマムアクセス米輸入停止を求める請願を全会一致採択をして国に上げることが、何よりも大事であると考えております。以上であります。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成20年請願第9号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって平成20年請願第9号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、平成20年請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願、及び日程第6号、平成20年請願第10号 C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願、以上2件を一括議題といたします。社会厚生委員長・牛木芳雄君の審査報告を求めます。

牛木社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の審査報告を行います。平成20年請願第10号であります。C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願であります。当委員会では全員賛成で採択すべきものと決しました。

つぎに平成20年請願第8号であります。介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願であります。当委員会では賛成1、反対7で不採択と決しました。以上であります。

議長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 平成20年請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願に対する討論を行います。まず本請願に賛成者の発言を許します。

(「原案賛成の討論」の声あり)

笛木信治君 平成20年請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書について原案に賛成の立場で討論をするものであります。ご承知のように介護現場における労働者の処遇、特に賃金についてその仕事が大変なわりにふさわしく支払われていないということが大きな社会問題になりまして、政府も来春から介護報酬を3パーセント引き上げるということを言明しております。

これは歓迎すべきことではありますが実際には、介護の現場ではここ2回ほどにわたる政府の介護報酬の引き下げ、この影響から大変な事態があります。施設でも収入が激減して様々な方面に影響が出ているわけではありますが、この介護報酬3パーセントの引き上げが必ずしも労働者の賃金の改善には向かないだろうというようなことも言われております。

そうした中で今、高齢化が進む日本の介護制度は非常に大変な状況にありますが、ここをきちんと国や地方がカバーして老後に、お年寄りに心配をかけないということであれば、ここに大きな力点を注ぐ必要があるということであると思います。私どもはこの3パーセント報酬の引き上げでは間に合いませんので、さらなる引き上げを要求して、施設の営業の改善、あるいは労働者の処遇を改善して、本当に十分にお年寄りの皆さん、介護を受ける皆さんが満足できるサービスを提供できる、そういう体制を構築すべきだというふうに考えております。

このことが、介護報酬の引き上げが介護保険料の引き上げにつながるというような議論もありますが、今回の3パーセントの引き上げも国は介護料金の引き上げに結びつかないよう

な措置をとるといふことを言っております。本来2回にわたる介護報酬の引き下げは国がやってきたわけでありますから、これを元に戻すだけで十分それらのことが実現できるわけであります。

いろいろ議論の中でそうはいつでも財源はどうするのだというような話もありました。私はこの財源というときもちろん今の政府の財政出動のあり方からいえば、なかなか財源は困難だということになるかもしれませんが、やはり今政府が、国民の暮らしを第一というふうにかえ方の転換をすれば、財源は無尽蔵であります。例えば安保条約で決められた以外のアメリカ支援、年間2,500億円も行ってありますが、こうしたこともそれよりも国民生活が大事だよという立場に立てば、その費用が向けられるわけであります。そうした発想の転換をすれば財源はいくらでもあるというふうにかえて、私は政府によるこの介護保険現場の改善のために、財政出動は当然のことであるというふうにかえます。よって本請願に賛成するものであります。以上。

議長 つぎに本請願に反対者の発言を許します。ありませんか。  
討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成20年請願第8号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択です。よって本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって平成20年請願第8号は不採択とすることに決定いたしました。

議長 平成20年請願第10号 C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願に対する討論を行います。まず反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

つぎに賛成者はどうですか。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成20年請願第10号 C型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって平成20年請願第10号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。



議長 日程第7、第117号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

市民生活部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 13ページですけれども、高額医療費拠出金ということがあるわけです。新聞に湯沢のことが載っていたわけですが、これと同じような関連になるので聞いておきたいのですけれど。湯沢でああいうことがあったわけですが、うちの市では今のところないというふうに聞いているのですけれど。湯沢の方は湯沢の方でその防止のために二人に増やしたとかあるわけですね。うちの方はではそこをちゃんとチェックする体制ができていますのかどうかについてご答弁いただきたいと思います。

市民生活部長 私どもの方はそれぞれ医療機関から送られてくるレセプトと本人の請求書を付け合せをしながら、それは機械上でやるわけですけれども、そこで突合して正しい金額を間違いなく支払うシステムになっています。意図的に数字を打ち間違えて両方セットでしない限り、そういう誤りというのは発生しないはずでありますので、私どもの方では機械上でチェックができます。ですので間違いはありません。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第117号議案 平成20年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第117号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8、第118号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

福祉保健部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 11ページの介護サービス諸費の部分ですが、居宅介護の件数は横ばいで

あるが、見込みより少なかったという減額であります。けれどもその分、上の施設介護とい  
いますかその部分が伸びているということで、需要自体はあるけれどもサービスを受けると  
ころが施設介護の方へ移っているというふうに考えてよろしいでしょうか。

福祉保健部長 先ほども申し上げましたけれども、当初の見込みの人数、これの移動等  
にもよりますが、議員がおっしゃるようなことでよろしいかと思えます。

議 長 他にございませんか。

和田英夫君 同じところですが、小規模多機能型の施設で、この制度が何年か前に始ま  
って市内にはそこそこに施設ができています。あの当時まだ施設に余裕といえますか  
があったように聞いているのですが、今は、ある施設がおおむね100パーセント、デイサ  
ービスなり短期入所なり、あるいはいわゆる入所される方々。どうもその入所される方々が  
いろいろな負担の関係で、施設が空いているような状態は今はないのか。その辺をちょっと  
詳しくお願いします。

福祉保健部長 施設につきましてはタイムラグ等がありまして一時期空くようなところ  
もありますけれども、結果的にはほぼ満杯になっております。

議 長 他にございませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第118号議案 平成20年度南魚沼市介護保険特別会  
計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第118号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9、第119号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計補正予  
算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市 長 (提案理由の説明を行う。)

企業部長 (説明を行う。)

議 長 質疑を行います。

牧野 晶君 10ページ、11ページの分担金及び負担金なわけですがけれども、事務処  
理ミスによって、そして今後寄付を求めていくということです。今回その中身については聞  
きませんが、しっかりやっておられることだと思いますけれども、やっているかやっていな  
いかの確認だけで結構ですので。はっきりとまた3月議会では予算などしっかりと聞いてい

きたいと思いますけれども、まずここでちょっと聞く必要があるのかなという思いがありますのでよろしくお願いします。

企業部長 寄付を仰いで契約ではなくてその確定をして文書を取り交わしているのですが、なかなかやはりこういう不況になりますと「はいはい、言われたから持ってきました」というわけにはいきません。そこらあたり長く、私たちも伺った中で、できるだけ公平負担の原則に基づいてやっていきたいと思っております。

正常に自主的に納入してくれる方も中にはおりますが、なかなか今の情勢になりますと職員がしょっちゅう行ってこななければならないようなかたちになっていきますので、未長く納めていただけるようなかたちをとりたいと思っております。以上です。

若井達男君 1点お伺いします。ページ数14、15の3款1項3目、今ほど説明いただきました市町村整備事業で30基が19基になったと。それはそれでいいわけですが、この市町村整備事業の全体の整備状況その辺をひとつお聞かせください。

企業部長 計画戸数が640、そのうち現在実施しているのが20年度までに401件というようなことで、実施率にしますと62.7。まだ相当残っておりますが、あと5年間のうちに230～240やつつけなければならないというようなことで考えていますので。できるだけ多くの方が早めに手を挙げてもらわないと、追いつかないようなかたちになる気配も感じます。皆さんの方からもよろしくひとつ、ご指導の方をお願いしたいと思っております。

若井達男君 一緒にあわせて質問しておけばよかったのですが。それであれでしょうか、これからまだ200件の上残っているわけですが、これはやはり地域的なばらつきとかはありますか。それとも一応計画的に進んでおる中のこういった今の状況になっていきますか。その点はいかがでしょう。

企業部長 今すでに100パーセントになっている地域というのがそれほど多くありません。今あるところが3集落あたりが100を超えているところがあるかと思えます。それ以外は50パーセント、早く20パーセントぐらいのところもありますので、これはやはり全体がそういう意識にならないと。それと家を直すついでというのもあるかと思えます。そこら辺りを25年ないしその辺にあわせてもらわないと、我々が「どうですか」ということはなかなか言いつらい世の中ですので、ひとつそこら辺り地域ぐるみで皆さんの方からも会あるごとに、よろしくお願ひしたいなと思っております。

和田英夫君 14ページ、15ページの2款1項の施設管理費の汚泥処分委託料。これは単価アップだということですが、もう少し詳しくお願いします。

企業部長 300万円の補正の内容でございますが、これは今までは大和クリーンセンター部分を小出の方のエコプラントの方をお願いをしておりました。これが19年度は単価1万円でございます。それがこの4月からうちの方と同じ単価1万5,000円にアップされたというようなことで、既決予算で動けるうちは動いていようというようなことで、本来であれば4月から上がったのですから6月議会あたりでこうすればよかったのですが、まだ既決予算の中で動けたというようなことで動かさせていただきました。

それでこれから先、3カ月分でだいたい300万円ぐらい必要になるのではないかなというかたち。500トンぐらいを一応みております。そんなかたちでございます。以上です。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「討なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第119号議案 平成20年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第119号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

(午前10時46分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

議長 日程第10、第120号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

水道事業管理者 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第120号議案 平成20年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第120号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第11、第121号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

大和病院事務長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 直接この会計補正予算とは関係しないかもしれませんが、一時借入の状況ですね。昨年度決算の中で報告があったわけですが、現状の一時借入の状況はどうでしょうか。

大和病院事務長 今ほど大和病院、城内病院あわせて6億円くらい借りていたと思います。内訳は大和病院が4億2,000万円、それから城内病院が1億8,000万円ですが、ここで新たに1億2,000万円追加で借入れをさせていただく予定になっています。これはその分だけ資金繰りが悪くなっているといえますか、それというよりも給料日と診療報酬が入ってくる日が、休みの関係で1日~2日入ってきてから支出するのになずれが生じます。そういったことで、それからボーナスの関係ですとかがありましたので、今回約6億円分の一借りあわせて1億2,000万円追加で、来年の3月までさせていただくような計画であります。以上です。

中沢俊一君 これは一般質問にもありましたとおりインフルエンザの件についてですけれども、聞き漏らしたものですからもう1回少し確認させてください。当地はいい意味でも悪い意味でもこういう交流人口が非常に多いところでありまして、新しい疾病が入ってきやすい環境なことは間違いありません。

そうした中で一番大事なことは、これが本当に新型インフルエンザだというふうに同定をして、早めに隔離をして広がらない方策をとることが第一のわけですけれども、なかなかこれが新しいタイプのインフルエンザのウイルスだということの同定の方法ですよ。それから同定された場合の隔離の手段といえますか。もう1回その辺をちょっと聞かせてください。

大和病院事務長 これはまだごく決まっているわけではございません。基本的には国それから県等のご指導、ご協力をいただきながら、病院としましては医療を提供するというか実施機関でございますので、その役割があらうかと思えます。昨日も実はその関係で保健所の課長さん、それから夕方は六日町の院長先生とお話をする機会がありましたのでいろいろ懇談したわけでありまして、まず一番はやはり国の方の情報。例えば空港ですとかあるいは港ですとかそういったところで止めるとか、どこで発生したからどうだという隔離のような状況を取るとかそういったものが必要でしょうし。都道府県に入りますと都道府県の対応になりますけれども、ここの管内南魚沼郡市の管内をみますと、入ってきたときにどういうその一報がどうであったかというのが非常に問題で、それがまだ決まっていな

うですけれども。例えば国内感染者が一人みつかった段階でそういうシフトをしていくのかという問題もあるようですし、まだそんなではなくても、というはっきりまだ決まっていませんが、その辺が大きな分かれ目になっていくようなお話でした。

それで基本的には隔離をして、外来ですと発熱外来こういったものを、スタッフがそこにあたると。それからあと、他のところに入院をさすということですが。基本的にいいますと病院で外来をする、病院に入院をさせるということは全くありませんので、別のところを使ってその診療にあたる。例えば昨日もこれが決まったというわけではなく、イメージとしましては大きい駐車場のようなどころに来てもらってそういうところではないと。車の中に乗っていた人たちが医師が防護服を着て行ったりしてするようなかたちにならないと、見分けがつかないわけです。その辺を非常に憂慮しておりまして、どういう方法にするかというのが一つです。

それから入院させるときも一般患者と接触するわけにはいきませんので、その辺をどういうかたちにするのか。薬をもらうときも普通の薬局だとか病院ではだめですので、薬の渡し方をどうするのかとかいろいろ課題あるようです。

そういったものをまた保健所の方でも県の方の指示、マニュアル的なものを待ったり、あるいは私どもの方では管内の中でどういうかたちとするのか、位置づけをするのかということを検討したりしながら。また、医師会の方ともそれぞれの役割分担を例えば開業医の先生はどうするのか、病院はどうするのかというようなことを議論をしながら齟齬のないように進めてまいりたいという状況でございます。今のところはそれぐらいしかまだつかめておりません。

中沢俊一君　これは市長にお願いといいますがお伺いしたいわけですが。申しましたように本当にここは交流人口が多い。ということは観光産業ですよね。それからまたご承知のとおり魚沼コシヒカリを始め本当にそういう農産物の産地の基地なわけでありましたが。いったんこういうなんといいますが初動に、もし、追いつかない面がありまして、この地域で拡大することが考えられるわけですね。

本当にそういうことも含めて、国の方によくよくこの地域の特殊性といいますが、そういう責任も含まれているわけですから、申し入れをあらかじめしておいて、本当にすぐその辺が間違いなく動けるように。そんなまた申し入れもこれから怠りなくやって欲しいと思っていますがいかがでしょうか。

市長　おっしゃるとおりでありますので、昨日も宮永先生とも、あれはなんですかワクチンは・・・タミフル、これはどのくらい用意してあるとか、いろいろ情報交換しておりまして、当然であります。そういう措置をとっていかねばならないと思っています。

議長　他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第121号議案 平成20年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第121号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第122号議案 市道の認定について、及び日程第13、第123号議案 市道の路線変更について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

建設部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 2件を一括して質疑を行います。

松原良道君 この認定については私の認識の中では、特に地盤沈下の規制区域の皆さんについては、非常に将来的に夢の持てるかたちになったかなという気はしております。大変私もこのことを長年願っていたわけですが、民間が分譲した袋小路を市がこうして認定をして、その地域の皆さんが長年住んでいることに対して何らかの方法ができるというかたちでありますので。

先ほど部長の説明の中で1点だけ。これについてはありませんけれども、市道認定の基準第5条、これはあくまでも弱者を切り捨てるのではなくて、弱者を救い上げるような基準の緩和をぜひともお願いしたいと思っていますのでよろしくお願いします。

建設部長 今年の春改正をいたしました基準の見直しでございますが、産業建設委員会に若干報告をさせていただいております。今おっしゃったように地盤沈下区域内を特に重点的にそこに目を向けようということで今回の基準改正に至った次第でございます。要は個人井戸。個人の民間の井戸を相互利用するかたちの中でそれぞれ出入りをすると。冬季の生活道路を確保するというかたちになったわけですが、大分その個人井戸も老朽化をいたしました。

要は地盤沈下対策の一環ということもございまして、生活道路を市道にすることによってある程度救っていきたいということです。すぐなかなか機械除雪を向けるとか消雪パイプ施設を新設するというにはなりませんけれども、電気料の一部を、道路にはわせてある部分の一部補助をするとか。それからまだこれは検討課題ではございますけれども、それぞれ地域コミュニティの中で地元の皆さんでハンドガイドという小型の除雪機を買っていただいて、その運転費用の一部を助成するとか。何らかの抜本的な対策を打っていかないと、こ

の地盤沈下区域内本当に将来が見通せないわけでございます。そんなことも考えましてこの基準改正に至った次第でございます。極力その辺を配慮していきたいと思っております。

議長 他にございませんか。

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 第122号議案 市道の認定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第122号議案 市道の認定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第122号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第123号議案 市道の路線変更についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第123号議案 市道の路線変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第123号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第14、第124号議案 字の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。



議長 採決いたします。第124号議案 字の変更については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第124号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第15、第125号議案 五日町雪国スポーツ館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

教育次長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

寺口友彦君 まず一括公募という考え方ですが、文化施設とスポーツ施設。この利用とか維持費とかを考えれば、この一括ということについて私はかなり無理があったかなというふうに思うのですが。その辺の一括という考え方についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

社会教育課長 一括公募についてのご質問でございますけれども、当然のことながらメリットとデメリットがございます。一括で受けることによって窓口の一本化が図られる。これは利用者の利便ということを優先しているわけです。それから施設により収益の差が大変ございます。そういった収益を赤字施設に補填できるということで、安定的な経営も考えております。それから大型施設はどうしても技術的な能力が必要でございます。大きな施設がどちらもあるわけですので、ある程度大きな施設を受ける一括請負者には、その能力が期待できるというようなメリットがございます。

また一方、デメリットといたしましては、残念ながら今回5件ほど問い合わせがございました。しかし、正式な応募は1件ということで、実際には競争原理が働かなかったということが残念ではありました。また、地元密着型施設で特に地元団体等の管理に対応できなかったということが、これは非常にデメリットとして問題があります。そこで、基本協定期間中であっても、地元の方の管理体制が整ったところについては運用の中で対応ができればなというふうに検討してまいりたいと思っております。以上です。

寺口友彦君 そこでですが、例えば説明がありましたスポーツコミュニティーセンター。当市では地域密着型のスポーツクラブを立ち上げるということでやっております。これらについて、例えばあるクラブがここを管理運営したいと、自分たちでこういう事業をしたいということが出てきた場合は、この5年間について残念ながら文化公社の方にすでに委託してあるのでそれはできません、というかたちになるのではないかと思うのです。今泉博物館あるとか牧之記念館についても、たぶん地元からの考え方もあると思います。そうした場合にこの5年間という委託契約の方が先行するといいますが、5年を過ぎなければだめですよという考えなのか。そのところをお聞かせ願いたい。

社会教育課長 当初5年にするか10年にするかというような議論も実はありましたが、今回3年間やっていただいて、これがもう万全だというわけでは決してなくて、やはり改善をしていかなければならないというところは多々あるわけです。これからも効率化をより目

指してやっていただくということになります。が、どうしてもプールの場合などですと、最近重大な事故等も発生したりしております、管理責任等が問われるケースが多々あります。そんなこともありまして、今回説明があったかどうかちょっと忘れましたが、一つは大きく増額している中で監視員をちょっと増やすということ。これは県の方の指導等もありますので、そういうことで対応していきたいと思っています。その監視員だとかいろいろな体制について、施設の管理に対する高度な技術ということになりますと、簡単に地元の方でただ請けてみたいということであれば、今、問い合わせ等があったわけですけれども、今のところ5件ということで。おそらくこの公募に際してはいろいろなところから検討したのでしょうかけれども、そこに結論にいたらなかったということで辞退をされたというふうに思っております。また5年間ありますので、その中で大きな施設につきましてはさらに検討してまいりたいと思っております。以上です。

佐藤 剛君 確認ですけれども、どこかで説明があったかもしれませんが。施設の中で大和野球場を今回直営にするということだったのです。これは利用状況の実態等から直営にするのかなというような気もするのですが、直営にするに至った経緯といたしますかそこら辺をちょっと確認したい点と。

また、同じようなところで申しわけないのですけれども、南魚沼市の大和B&G海洋センター。これはたぶん体育館とプールがセットになっていると思うのですけれども、このプールの今後の考え方というか、そこをどんなことになっているのかをちょっと教えていただきたい。

社会教育課長 大和野球場につきましては、今の管理もほとんど大和中学校専用のような状態で使われておりました、本当に地元の方でもう使っているわけです。ですので、できましたら直営で、ほとんどすぐ近くの大和公民館があるわけです。そちらの方で管理をするということが適当であろうということで落とさせていただきました。

それからB&Gプールにつきましては、体育館とセットになっておりました、やはりこれはなかなか切り離して管理するということには至りませんで、継続して指定管理の方をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

佐藤 剛君 セットはわかるのですけれども、ではプールの方も継続して運営するといえますか、使っていくということによろしいですか。

(「おっしゃるとおりです」の声あり)

議 長 社会教育課長、発言するときは職名を言って、私の許可を得てから発言をお願いします。

お伺いしますけれども、質問者はどれくらいいるのですか。(挙手あり)

はいわかりました。大勢いますのでここで暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

(午前12時06分)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時15分)

議 長 第125号議案 五日町雪国スポーツ館等の指定管理者の指定についての質疑を続行いたします。

阿部久夫君 さっき聞こうと思ったら休憩になりましたので、はりきって聞きます。53ページの産業まつりが、なんかこう見ると廃止により35万円があがっていますが、その意図はどのようなものだからお願いいたします。

市 長 これは私がよく吟味していませんけれども、産業まつりそのものを前にも話しておりますように、どなたかの質問にありましたが、産業まつりも含めて祭りをどうするかということを中心にきちんと検討しなければならないと。ですので、確か100パーセントここでやるとかやらないとかということがわからないので、こういうふうに入収入見積りを減らしたのだと思います。べつに産業まつりの廃止もありませんし、特別はございません。あそこでやめるなんて誰も言っていませんし、それは確かそういうことを過敏にキャッチしすぎたのだと思いますので、それは大丈夫です。

阿部久夫君 市長からはそういった答弁をいただいたのですが、やはりこういうようなことをちゃんと書いてあるということは、正直なところもう廃止の方向でやっているのだと。方向をもう執行部でそう決めているのだというふうにはしか見えないのです。市長は一般質問の答弁でも産業まつりは、先ほど言ったように検討してそしてまたやって、検討委員会を立ち上げてそれから検討していくと。そういうふうなことをおっしゃっていた。そうしたところへ今度はこういったものが出てくるということは、やはり執行部に対して我々は本当に検討しようと思っているのかということになるのです。そんなことは、これは誰が見たってこれはあれですよ、みんなもうやめるということになるのですよ、これ。どうしてこんなものを書いたのか。やはりもう少し、これを書いた執行部の方から説明を聞きたいです、私は。お願いいたします。

教 育 長 これは私どもが立てた収支計画ではありません。おわかりと思いますが・・・(「わからない」の声あり) 振興公社がこういう計画で上げてきたとこういう内容であります。

市 長 今、触れましたように、私どもがこういうことを言った覚えも何にもございませんので、過敏にキャッチしたということだと思いますから、それは一応真意はきちんと確認をして。こういうことでは特別ございませんので、皆さん方からもひとつご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

阿部久夫君 わかりましたが、やはりこういったことはここから削除だと。そういったことをしていただかないと、このままここへ残りますから。そしてまだこれから今泉博物館、市長もそう言いますが、道の駅構想いろいろなことを考えてあるのです。そうした中で市民はやはり産業まつりに対してはすごい気持ちを持っている中で、まだ検討もやってやろうと言っているのに、こんなことを書かれればやはり憤慨しますよ。これはぜひ削除していただきたいと思いますけれども、そこをもう一度お願いします。(「削除します」の声あり)

はい、了解です。

笹木信治君 今の産業まつり廃止削除は、ぜひ、お願いしたいと思います。私は別の視点ですが、この給与。いろいろな施設があるわけですから、この職員の給与の考え方といたしますか。もちろん今あらゆるところで役場、役所の給与体系というものが一つの見本になっているわけで、農協、土改しかり、それぞれ役所の給与体系に準ずるといような考え方があったりするわけです。このいわゆる振興公社が管掌するこのいくつかの施設の職員給与についての考え方ですね。

見てみますと福利厚生費それぞれ予算がありますし、退職金も中退共での掛金も2～3もってあるというようなことでありますけれども。考え方として例えば今、民間との給与もいろいろ比べられるわけですが、民間の場合はどこがさながら基準ということもないわけではありますが、考え方としてどのような。例えば役所の基準のマイナス30パーセント程度とかマイナス20パーセント程度であるとかというような、そういう一定の基準があるのかないのか。考え方をひとつお聞きします。

社会教育課長 今ほどの振興公社の職員の給与の関係でございますが、そこには書いてございませんので私の方で説明をさせていただきます。一応市の行政職とそれから業務職とあるわけですが、行政職の2の方ですね。業務職に準拠いたしましてそれを基にして算定しております。あと当然のことではありますが、要項の方でも謳ってあるのですが予算の範囲内ということですので、これから今後、予算要求のときに対応をまたしていくということと考えております。以上です。

笹木信治君 よくわからないのですけれども、例えばあれですか。予算要望をしていくということですが、その場合でもやはり一定の基準がなければ積算できないわけですから。そのところをどのような考えかた、およその考え方でいいのですがそこをお聞かせ願えないでしょうか。

社会教育課長 私の方で一応全部そのところはチェックをしております、市の行政職(2)というのがありますがそちらの方に準拠してあるということでございます。

宮田俊之君 以前一般質問からこの自治法といいいますか指定管理の方は市長といろいろお話をさせてもらったので、全体的にハードランディングではなくてソフトといいいますか、総枠を一括管理はさせるけれども委託の部分を残して、民間の活力を使っていこうという姿勢は大変私は評価いたします。

それでその中で、ここに委託のことばでいろいろとさっき説明をいただいたのですが、それぞれ書き方が違うのですよね。例えば今、説明をいただいた今泉博物館と鈴木牧之記念館の中では、外に出す外部委託の文言が違うのです。ちょっとこの辺、市の思い入れがあつてこういうふうな書き方をされているのか、その部分をちょっと確かめたいのですが。

例えば33ページ下段から5行目です。ここは「市内業者を中心として見積り合せを適正に行い、専門業者を選考する」というふうに書いてございますが、スポーツの方の文言を見ますと、44ページです。外部委託先の選考基本方針という中で、「見積り合せを確実に

い」その下にまた更に「5年間という指定期間を有効に活用し」「1年間ではなく複数年契約を行うことでさらなる縮減化に努力する」という、全然全く外部委託に対する思い入れがそれぞれの施設によって違うのかなという思いがありました。察するに外部から応募したいと言われたことについてはこうやって文言を足されて、特別話がなかったところはさらりと書かれたのかなというふうに考えてしまうのですけれども。

この外部委託に関することでちょっと方針を尋ねさせていただきます。今現状のことをモデルに説明していただきたいのですが、大原運動公園20ページでちょっと教えていただきたいことがございます。支出の部ですっきりとしまして委託料というのがございます。現在は森林組合さんとうまくやりながらグラウンドの整備等々やられておってなんら不都合はないと思うのですけれども、現状この財団と森林組合さん、人を出向させているとか、させていないとか、外部委託で外に出されているとか。その辺をモデルに19年度でも20年度でも結構ですが少し説明をしていただいて、外部委託に関する考え方をちょっと教えていただきたいと思っております。

いま1点、違う視点か同じ視点かわからないのですが、それぞれの収支計画の中で保守というのが入ってきます。保守契約がそれぞれあるかと思うのですが、これはやはり建物の管理ですからそれぞれ一つ一つの建物に対する一つ一つの会社ではなくて、一つの会社に対してこうやって保守の契約を結んでおられるのか。今、現状ですね。これについて教えていただきたいと思えます。

言わなくてもいいのですけれども、先ほどの産業まつりの件で、今回公募によることで締め切りまでには1社しかなかったということで、庁内の選考委員会というのは開かれたのか開かれていないのか。開かれていたとしましたらこの収支計画にはどなたが目を通してオッケーを出されているのか。その辺をちょっと3点ほど質問をさせていただきます。

社会教育課長　まず1点目の外部委託ということでありますが、特に私どもの方はこれといった思い入れとかは考えておりません。ただ、あくまでこれは公社さんの方で作った申請書でございますので、不適切なところについては指導をさせていただいております。それ以外についてはちょっと私の方でも指導不足であったかなというところもありますのでお詫び申し上げます。

なお、保守についてはそれぞれやはり過去3年間実績がございまして、私の方でも全部目を通していただきまして、18年度から19年度、20年度ということで一応全部点検をさせていただきました。なお、その際に増額理由がいくつかあるのですが、どうしてもこれは先ほど申し上げたようなプールの監視員の増加だとか、保険などがやはり市町村共済ではどうしても対象にならない部分の新規加入とかというところで増額になったところは別ですが、全体としましては一応3カ年の中で前年度よりも低く抑えて、収支計画の方については提出をしていただいたということでもあります。

それから選考委員会につきましては、2回ほど開催をしていただきました。11月の末と12月の初めですが、その中では収支計画がある程度やはり前年度を踏襲ではなくて、ある

程度提案したのも入れていただきましたので、非常に自主事業関係でも20年度の予算に比較すると高額になっていたところもありました。そういったところにつきましてはやはり審議会の方で意見が出まして、そちらの方の意見を参考にさせていただきました。私の方でまた公社と話をさせていただいて、収支計画についてはそういう中で過去3年間のものを見て、推移を見た中で指導の方をさせていただきました。以上でございます。(「大原の件は」の声あり)

失礼しました。大原運動公園につきましては、今年テニスのリハーサル大会等の開催にもよりまして、これは4月から9月の今年の対前年度同期の比較でございますけれど、人数については10パーセントほど増えておりますし、それから料金については大幅に43パーセントも伸びているということで、非常に期待しておったのですけれど、期待どおりだったということで成果が出ております。

その中で森林組合員にお願いをしているわけですが、こういったかたちで地元の方から参加できるということであれば、全面的な委託というのは一応禁止をされていますが、ある程度業務的な部分についての委託等で地元の方から参加していただくということについては柔軟に考えていきたいと思っております。それを有効活用してできるだけ職員を全部配置すればどうしても高上がりになるわけですので、できましたらそういったところで地元の団体からも参加願えればありがたいなというふうに思っております。以上です。

宮田俊之君 一番最初に言わせていただきました保守の関係で、委託の会社の数といたしますか、それぞれ建物になるか業者がばらばらなのか、その辺についてちょっとお答えが私はなかったのかなと思っております。やはり職員の方が自ら保守業務をされるというケースもあるかと思うので、もう1度そこを教えてください。

それと今の最後におっしゃっていた森林組合の関係で、料金收受の代行まで森林組合の方でされているような現状かなというふうに思っているのです。今、課長がおっしゃったまる投げであるか、まる投げでないかみたいな部分ですね。この辺をもうちょっと踏み込んで教えていただきたいのです。そうしませんと今後民間の活力を利用しようとしても、ある程度一定のルールがありませんと、ちょっと難しいと思うのです。森林組合さんに整備だけの委託をしているのか、お金を取ることも全部委託しているのか。それによってまた全然違ってくるかと思っておりますので、いま1点もうちょっと説明を願います。

社会教育課長 今ほどの質問の委託の業者さんということですが、数を把握しているわけではありませんが、法令による定期点検等は、当然そういう資格がなければだめですので、そういう資格の方に委託をしております。自分たちでできる有資格者も当然いますので、その中でできるところについてはできる範囲でやっているという状況でございます。

それから大原テニスコートの場合は、森林組合さんが受付業務等をやっていただいておりますが、実際にはディスプレイの方に職員がおりましてそちらの方で一応全部把握をしているということです。予約等についても受け付けたものについては、全部ディスプレイの方で控えを取ってございます。そんなかたちで現地の方の草取りであったり、それから受付、あと

全体的な管理ということで建物の管理も含まれますが、そういったところの部分的な部分をお願いをして安く委託をしているという状況であります。以上です。

和田英夫君　今ほどのに関連するわけですが、指定管理者がその業務の一部を第三者に委託することは可能か、とこの条文があるわけです。できたら監査委員にこの辺の基本的な考え方を聞かせていただきたいわけですが。

指定管理者は例えば一つの施設について清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないと考えられますが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした制度の趣旨にかんがみれば、管理にかかる業務を、ここでは一括して第三者に、もちろん今ほどのように委託することはできないとあるのですが。今ほど宮田議員の質問の中の大原運動公園の委託費 875 万円というのは、総額 1,300 万円の中で消耗品、光熱水、燃料、修繕等々があるが、実質的にはかなりまる投げに近い。私はこれを悪いと言っているのではありません。言っているのではありませんが、いわゆるこの指定管理者業務を第三者に委託するという、全部は悪いが一部は可能だということで、監査委員、これが 100 パーセント禁止だが 50 パーセントぐらいまでがこの一部に値するのか、この考え方を。

これはやはり後の議案にも、すべての指定管理の方に全部影響してくるわけですから。今ほどの社会教育課長は、全面は禁止だが後は、という言い方ですが、その辺どこまで第三者委託の割合がですね、というふうに考えたらいいか。ちょっと監査委員お考えがありましたらお願いします。

監査員　不勉強でよくわかりませんが、要は指定管理者が契約でそれを受けられるわけですので、また他の人に再度投げということは　もちろんまる投げということはどううまくないわけですがけれども、今ほど言われた何パーセントだければいいのか、私はそういうことではないと思うのです。

その委託の内容によって先ほども話がありましたように、特別な資格が必要なところにはそういうものをお願いするとか。あるいは細かないろいろな先ほど来ある清掃であるとか何とかという。管理者も当然できるだけ経費を少なくしてやりたいわけですので、そういった面をみて判断をするということで、50 がいいとか 80 で悪いとかというそういう　それはもちろん 80 や 100 になってはうまくないとは思いますが　そういう率での判断ではないのではないかと思います。

和田英夫君　そこで、これは今の議案は社会教育課ですが、総務部長さんかそっちの専門家で結構ですが、やはり市の全体の指定管理の場合に、今ほどのように第三者委託はかなりの皆さんの施設があるわけです。もちろん個々によって、今、監査委員が言ったようにこのぐらいが適当だろうというようなことがあると思います。その辺はきちんと総務部だか総務課のあたりではその辺までを第三者委託、これはきちんと関心を持って見ながら、指定管理に委託契約というかそういうことをされているというふうに私どもが理解していいのでしょうか。

総務部長 お答えいたします。第三者委託に対するチェック度なり注意度というお話でございますが、やはりそれぞれの電気からいろいろな委託がまたあると思います。先ほど出てまいりました。その辺のところではやはりある程度見積り合せるとか、いろいろな部分でコストを押さえるというようなやり方をさせていただければ、うちの方がここを出してはいけないとか、あそこへ出せよというようなことは今、審査会でも考えておりませんし、一般会計でやっている委託の部分も、そういうことでコストを落とすというような手法をまず考えるということで行っている条件であります。

和田英夫君 そうすると一つのこういう書き物、決め事があるわけですが、これはこれとしてできるだけ経費を安くするために、100パーセントは悪いが、限りなく経費を落とす面であるいはまた民間委託を優先するということで、100パーセントでなければおおむね良とする考え方でいいのですね。

総務部長 先ほど監査員さんも申しあげましたとおり、その率だとかそういうふうに100パーセントではないからいい、80パーセントならいいというかたちでは考えておりません。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第125号議案 五日町雪国スポーツ館等の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第125号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第16、第126号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定について、日程第17、第127号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定について、日程第18、第128号議案 棟方志功アートステーションの指定管理者の指定について、日程第19、第129号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定について、日程第20、第130号議案 南魚沼市林間休養休憩施設の指定管理者の指定について、日程第21、第131号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定について、日程第22、第132号議案 しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の指定について、及び日程第23、第133号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定について、以上8件を一括議題といたします。8件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長 (提案理由の説明を行う。)



議長 8件を一括して質疑を行います。

宮田俊之君 先ほどと違い今度は個々の団体ということになりますので、細かな精査がいるのでしょうか、とりあえず全体のことでお伺いをいたします。先ほどの団体と違って、それぞれの団体の営利も求めなければならぬそれぞれの事情もあるかと思うのですが、この辺はあれでしょうか。運営上プラスになった部分は、一定の率で指定管理者側の本体の会計に入れていいよとか、そういった条項は全くなく、この中でというような収支になっておるようですが、その辺について1点と。

一つちょっと例示といいますかそれを使って説明していただきたいのがあるのですけれども、先ほどの五十沢キャンプ場の中で、議案書としては129号議案6ページで。キャンプ場がどうこうではないのですけれども、例えばこの収支計画を見ますと雑収入が270万円ありまして、支出の方で雑費で270万円という、上と下を合せなくてはいけないのでしょうか。わかるのですが、雑費が月、20万円以上になるのですか。そうなりますとどういう使い方ということではいろいろと言われかねないかと思うのです。

これが何かしら本体の管理組合さんの自主事業の方に回せるお金としてこうなっているのか。何かそういう余力があるのであれば、しっかりとその辺は明記された方が、私はいいのではないかなというふうな気がするのですが。何かこう法律上そういったことが無理なのであるということであれば、それはそれでお答えください。

それと1点気が付いた点で確認をしたいのですが、間違っていたらすみません。先ほどの130号議案6ページ、人づくり支援機構の中で、先ほど団体は完全な名簿があってというお話だったのですが、役員等に関する事項の中でここへ9名しか名前が載っておりません。私の記憶だと特定非営利活動法人は10名登記しない限りたぶん認められないのではないかと思うのですけれども、これは間違いございませんか。後でここが登記の内容と違っているとなりますと、もうこの議案自体が違うのではないかということに、私はなるのではないかと思うのです。ですからこれ1点確認です。もし私が間違っていたら申しわけない。その2点をトータルでお願いします。

産業振興部長 まず1点目の利益が例えば上がった場合、その部分をどうするかという問題でございます。これは1期めのときはかなり論議があったわけですが。例えば収入とそれから・・・逆ですね、経費がまず決まって、そこにその施設から上がってくる利用料金を充当して、余った分が基本的には不足分というかたちになりますので、そこに差額が指定管理料で出るわけです。では、経営努力をして利益を上げた場合にどうなるかという論議がやっぱりその時点でございました。

では、逆に損をしたときには補てんをしてもらえるかという論議もございまして、だからこれから過大な例えば100万円でもいいところに1,000万円出すとか、そういう部分ではかなりチェックが入ってもいいと思うのです。が、これを積み上げる段階では特に六日町の施設の場合は、ずっとやはり委託管理料の計算があったそれがベースになっておりますので、必要なものしか基本的には盛っていないというそういう部分がございまして。基本的には私ど

もが指定管理者に出すもので、儲かって大変で利益をどこかに処分しなければならないなどという施設はちょっと皆無に近いのではないかなという部分がございます。そこだけちょっとご理解いただきたいと思います。

それから五十沢キャンプ場でございますが、ここは確かにうちの方から一切お金が行かないで、地域のこれは三つの集落の皆さん方ですが、一丸となりましてこの五十沢キャンプ場をどうしたらいいかという、もう平成元年の頃からの取り組みの結果が、今までこれがつながっています。それで私たちも当然その利益処分については、かなり目を光らせるわけですが、この皆さん方がここで上がったお金をキャンプ場の施設投資にやはり投資してもらっているのです。本来であれば市がその部分を修繕を　まあでかい修繕はうちが持つ場合もあるのですが　やらなければならない部分をキャンプ場の園地の整備、それから建物の多少の修繕、それらをやっけていただいています。そういう部分からいえばこの五十沢キャンプ場の皆さん方の努力の方が大きいのかなと私は思っていますので、やはり今までどおり市の方にあまり面倒をかけないで、自分たちでやはり自主運営をきちんとやっていただきたいというふうにしたいと思っております。

それから人づくり支援機構でございますが、私はちょっとその9名と10名が確認できませんでしたので、新潟市の方に出して今はその部分で引っかかっているのではなくて、何か審議会か何かを作ったらどうだと、いやそれはいらなとかという話でまだ許可が出ていないというようなことを聞いておりますので、この部分は心配ないと思うのですが、確認をさせていただきます。

産業振興部長　いま手引きがきまして職員を含め10名以上というかたちになっているようでございますので、役員が9名、それでここに職員が入りますので10名を超えるということによろしいのではないかなというふうに今、思っております。

宮田俊之君　わかりました。たぶんそれは社員と書いてあったと思うのですけれどもそれは確認をしてください。オッケーだったらオッケーでいいです。それですみません。

私、五十沢キャンプ場のケースというのは非常にいいケースで、すごく集落の方々を使って仕事を生み出しているという点では非常にいいと思うのです。それでなぜそういう話をするかと言いますと、それぞれの費用の中で例えばしゃくなげであれば、賠償責任保険に対する掛金がこの支出に載っています。他のところでも今度は保険金額が載っているわけです。この保険は賠償保険ですからその団体がやるすべてのことに掛けているのではなくて、そのフィールドに関してやることに掛けているものだと思うのですけれども、それを支出で認めるのであればやはりもしものときのものの積み立てというのは、その団体も必要になってくのではないかなと思うのです。もし事故があった場合、保険で対応できない、保険では賄いきれない分何か謝罪をしなければならないとか。そういう部分というのをしっかり、私は積み立てを少しは認めてもいいのではないかなという気がするのですが、法令上できないのですか。それとも何というのですか市の考え方として馴染まないということなのでしょうか。

産業振興部長　私どもはこういう施設がいっぱいありまして、お客様を入れる際には当

然事故のことが問題になるわけでございます。それで基本的には今言われたように枠で総額で 例えば今、私の頭の中にあるのはスキー場の関係があったのですが、スキー場の関係は総額で例えば何億円をその賠償する場合にいくら掛金がいるというようなかたちの保険があるわけです。そういうものにはどうしても入っておいてくださいというのをお願いしてございます。

それから施設の庇護 施設というのは全部市の所有施設でございますので、市に起因するその施設の庇護であったものについては、私どもの市の方のそういう保険がございますのでそちらで対応しますが、こちらで言っているのは営業するためにその団体として賠償の責任がでるといふ部分は掛けておいてくださいというかたちになっていますので、今のところ全部を確認したわけではございませんが、私の方ではかなりの部分に対応できるような保険に入っているというふうに考えております。そういう意味でその積立金という部分、またこの積立金というの出始めますとなかなか確認とか処理が面倒になりますから、基本的には間違いのない一時払いの保険に入っておけばよろしいのかなという考えでございますが。

(「法律上の話は」の声あり)

総務部長 法律的なものはちょっと細かいところは理解しておらないのですが、ちょっと指定管理制度については当然先ほど産業振興部長が申し上げたことと関連しますが、やはり企業を運営していくには積立金なり準備金なりそういう項目は当然設けるべきだと思います。ただ、今まで市の方で指定管理者制度にのってやっている部分については、ほとんど今まで直営でやってきました。直営でやるよりも委託へ出した、指定管理で出した方が経費が少なくて済むというような発想の部分に、指定管理者制度にのったという部分もございませう。今後はやはりその辺のところも考えながら、現在は直営よりも指定管理がいいというところで制度を作っております。あまり儲けたというかたちの収支計画はなかなか今出せない状況であります。今後はやはりその施設の整備の方法の関係もして、収支計画を立てていただくように思っております。よろしく申し上げます。

岩野 松君 130号議案の人づくり支援機構についてちょっと。私この前のときにこういう借り手があるということで指定管理にしたいという話のときには「ああ、いいのができるなあ」という思いで聞いていたのです。が、今、これを見せてもらいますと、ここの施設は入学金という項目もありまして、ずっと1年中同じ人が利用するというか、そういうフリースクール的な考え方で行われるというふうには。私は例えば休みの期間とかそういうところを利用しながら、いろいろ体験学習をしたり、少林寺拳法の連盟が受けるからそういうのをやりながらするのかと思ったらそうでない。例えばそれとしかも高校生を主体の対象としてフリースクールをと書いてありますが、ずっと高校生を対象にした人たちがここで生活を兼ねているいろいろなことをする、1年中をとおして同じ人が来るというふうに考えていいのかどうかお聞かせください。

産業振興部長 この3ページの事業内容のところに記載してございますが、私どもが今までの協議の中で伺っている範囲内はここに、言葉がちょっと悪いので申しわけないので

すが不登校だとかそういう 特に義務教育の関係は難しいということで、高校生以上というような言い方で表現されておりましたが、そういう皆さん方をここに受け入れをして、とにかく勉強は続けさせたいと。そのためには通信教育等々でここを卒業してもらって、その間にもう1回人間的に成長した場合には上の学校に行ってもらおう、というようなことを想定をしたいという話がございます。

そうすればここに住民登録は移動していただいて、ここでやはり共同生活をしていただくと。あこは小部屋になっておりますので、何人部屋にするのかその辺はちょっとわかりませんが、そういうことも可能でございます。先ほど言いましたが住民登録を移して、そこに1年になるのか2年になるのか3年になるのかわかりませんが、やはり共同で生活をされると。そして勉強も課外授業もあるというふう聞いております。

岩野 松君 そういうことでしたか、というか私は認識を今、新たにしたのですけれども。べつに始まる前からぐちゃぐちゃ言うことは要らないかもしれませんが、行く末はできたら見守っていただきたいと思います。以上よろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議 長 第126号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第126号議案 南魚沼市農業体験実習館の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第126号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 第127号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議 長 採決いたします。第127号議案 大杉山ふるさと農園の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第127号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第128号議案 棟方志功アートステーションの指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第128号議案 棟方志功アートステーションの指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第128号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第129号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第129号議案 五十沢キャンプ場施設の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第129号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第130号議案 南魚沼市林間休養休憩施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第130号議案 南魚沼市林間休養休憩施設の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第130号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第131号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第131号議案 上の原高原観光施設の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第131号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第132号議案 しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第132号議案 しゃくなげ湖畔観光施設の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第132号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第133号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第133号議案 六日町駅前中央駐車場の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第133号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第24、第134号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の指定について、日程第25、第135号議案 南魚沼市老人福祉センターの指定管理者の指定について(南魚沼市大和老人福祉センター) 日程第26、第136号議案 南魚沼市老人福祉センターの指定管理者の指定について(南魚沼市塩沢老人福祉センター) 及び日程第27、第137号議案 めぐみ野保育園の指定管理者の指定について以上4件を一括議題といたします。4件について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 一括して質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけもうちょっと細かに説明いただきたいのですけれども。議案が135号議案 南魚沼市大和老人福祉センターの湯咲荘のところ。指定の期間です。先ほど説明の中では、大和病院の中にありましたヘルパーステーション等の動向をみながら、それをみながらということで5年間というような。そのところがよくわからなかったです。

という説明があったと思うのですが。ヘルパーステーション等、大和病院の動き方でどうなるかわかりませんが、指定管理者に指定するその団体は、特に影響はない、変わらなくてもいいような気がするのです。それがヘルパーステーションの動向で指定管理が10年になれない理由と申しますか、その辺をちょっと。他に5年で区切らなければならない特別な理由があれば、またそれもお聞かせいただきたい。

福祉課長 社会福祉協議会につきましては、今、ヘルパーステーションが八色福祉の家に入っているということと、それから湯咲荘の方に事務の大和支所が入っているというふうなことで、基本的には事務所とヘルパーステーションを統一したいというのが、経費の部分も考えて社会福祉協議会からそういった要望がきております。

ただ、現実私どもが今、湯咲荘を有効活用したいということでやっておりますので、今の状態でいくというふうなことで5年間はいきますが、その間に先ほど話があったようにヘルパーステーションは今、八色福祉の家に入っていますけれども、今後の病院の配置だとか役割等からんであそこの位置がどうなるのかというようなのは、ちょっと私ども今は見通しがたたないと思っております。

その辺の状況を見極めながら、できればヘルパーステーションと社会福祉協の大和事務所は一緒の事務所にしたいというふうなことを言っている、その部分についても要望がかなえられるようであればかなえていく。したがってこの5年後については湯咲荘の指定管理先については、必ずしも社会福祉協議会にこだわるということではなくて広く考えて有効活用を考えていきたいというふうな考え方でございます。

岩野 松君 1点だけすみません。六日町の社会福祉協議会のお風呂のことですけれども。白ゆり荘に移ったのですが、今年度というか入浴者の利用人数。今までのところとの違いと、今年どれくらいあったのかを、ちょっと私が聞きそびれたのかもかもしれませんがお聞かせください。

福祉課長 旧総合福祉センターで入浴施設を利用していた段階では、だいたい1日100人ぐらい利用していただいております。それで今、白ゆりの方へ移動してからだいたい50人から60人です。このあいだ一般会計の補正の中で、配管のつなぎこみ変更の予算を補正していただいたのですが、今まで新しくできた入浴施設については循環式だったのですが、循環器が老朽化しているということと灯油の値段がかなり上がってきているというふうなことを受けて、配管を変えまして掛け流しにしたいということで、今、実際にはもう現場はそうなっているのです。そういった取り組みのなかPRをして、徐々に利用者が増えているというふうなことでございます。今の段階では平均63人ですが、多い日には100人を超えている日もありますし、70人程度というふうな状況になっているようでございます。

山田 勝君 今ほどと同じような内容ですが、私も白ゆりに移ってから今後どのようになるのか。それから大和の方の湯咲荘についてもどのような利用数増減になっていくのかという、ちょっとそういった関心があったのですけれども。今回出された資料を見ますと、来

年度の収支計画、1年間のみであります。その中、非常に市の委託料が大きな割合を占めているわけですが、ここに利用者の増減によって大分また10年なり5年なりの委託料の増減があろうかなと思うのです。できればここをやってみた2年、3年の利用の状況をやはり資料として添付して欲しかったなというそういう思いがあります。なぜ今回そういう資料を求めなかったのか、あったのだけれどここに付けなかったのか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

福祉課長　　この部分につきましてはあくまでも収支計画というふうなことで、この収支計画が出た段階で私どもの方で前年度の利用料の収入状況等を見させていただいて、この額を決定させていただいたというふうなことでございます。それで若干では説明させていただきますが、まず134号の福祉センター白ゆりの方の4ページでございます。この部分で私どもここは19年、20年と2カ年協定を結ばせていただきましたが、19年の協定では収入、市の委託料が1,042万4,000円でございます。今回932万円ということですので110万円ほどの節約ができていうふうなことで、これは指定管理者の努力と利用料のアップ等も含められるというふうなことで見ていただきたいと思います。

それから湯咲荘の方でございますが135号議案の4ページでございます。こちらの方は18年度から3年間協定を結ばせていただいておりますが、18年の協定時市の方からの委託料が757万円でございます。今回677万6,000円ということですので80万円程度減額になっているというふうなことで、この辺が指定管理者の努力とそれから利用料のアップというふうなことで、こちらの方は19年度の利用料は88万6,000円ほどになっております。19年度の実績です。以上でございます。

山田 勝君　　決して深く心配してというかそういうのではなくて、指定管理者の方がこうやって努力しているのだなということ、我々も評価の一つとして、判断の一つとして、例えば折れ線グラフでもあれば、本当にこういうふうなバスを回した効果が出ているのだなという、そういう判断の資料があったらよかったなというそういう意見であります。

福祉課長　　議会の行政報告の中に、センター利用の人数等は載せさせていただいておりますので、またそちらの方も参考にさせていただけるとありがたいと思います。

議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議　　長　　第134号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議　　長　　採決いたします。第134号議案 南魚沼市福祉センターの指定管理者の



指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第134号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第135号議案 南魚沼市老人福祉センターの指定管理者の指定について(南魚沼市大和老人福祉センター)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第135号議案 南魚沼市老人福祉センターの指定管理者の指定について(南魚沼市大和老人福祉センター)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第135号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第136号議案 南魚沼市老人福祉センターの指定管理者の指定について(南魚沼市塩沢老人福祉センター)に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第136号議案 南魚沼市老人福祉センターの指定管理者の指定について(南魚沼市塩沢老人福祉センター)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第136号議案は原案のとおり可決されました。

議長 第137号議案 めぐみ野保育園の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第137号議案 めぐみ野保育園の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第137号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで暫時休憩といたします。再開は3時ちょうどといたします。

(午後2時41分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時00分)

議長 日程第28、第144号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長 (提案理由の説明を行う。)

議長 質疑を行います。

佐藤 剛君 1点だけお聞きします。今の説明の中では2社が名乗りをあげております。審議会等の経過それらを参考にしてこの団体に絞ったということですが、総合的に勘案してということになるのかもしれませんが、ここを明確にこの団体、2社出ているわけですから競争原理が働いていいのですけれども、2社出ているわけですから明確にここになったという決め手みたいな何かあったのか教えてください。

市民生活部長 まちだプランニングを選定した理由ということですが、先ほど申し上げましたように申請のありました団体より審議会に出席をいただきまして、申請内容について説明を受ける傍ら、それに対し質疑応答を行ってきたという経過があります。さらに委員による審査表、項目別の審査表を同じ項目をしながら作成をして、その点数を集計した結果が今の申し上げた結果であります。

応募した団体につきましては指定管理者としての特に不適格な事項というのは、その時点では認められなかったわけでありまして、審査表の集計をした結果、提案のまちだプランニングが得点で勝っておったということでありまして、どういう点がどうかということでありまして、特に経営維持のための資金力、あるいは適正な職員の配置、あるいは勤務形態、安全の管理面等々が他の団体より優れていたという総合評価の結果に基づいて、提案の団体をお願いしたいということでありまして。

樋口和人君 1点だけお願いします。5ページの会社の概要というところで、団体の目的の欄に1から5番まであるわけです。この会社の定款に載っているやつだと思うのですが、これがなんというかここにあるものの中にサービス業といいますか、こういった管理ができるのかどうか。そこら辺ちょっと確認をお願いします。

市民生活部長 正式に指定管理者としてしていく段階で、定款の方の変更をするということになっておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

岩野 松君 全く簡単な中身の問題ですけれども、4ページの収支計画の収入の部の予算の中の備考に、大人の券が何枚という予測が書いてあります。それを割ると1日200人を超えるのかなという感じがするのですけれども、200人というのは可能かどうか。入ったことがないものでちょっとお聞かせください。

市民生活部長 利用者の算定と収入内訳ということですが、過去の17年からスタートしたわけでありまして、月ごとの入館者数というのがつかんであるわけです。市直営の段階で、段々減ってきていることだけは事実です。ですので、最高の部分と段々減ってきている

部分をそれぞれ考慮しながら、何パーセントぐらい落ちているかというようなことを積算をした結果に基づいてここへ計上してあります。1日200人来るのか来ないのかというのはかなり精度が高い部分で大きく膨らませて数字をみているということではなくて、実勢値に近い数字で積算をされているという内容であります。(「何人くらい来ていたか」の声あり)

19年度の実績で申し上げますと、4月が7,150人、5月が6,930人。ずっとありまして19年度の合計では7万6,296人入っております。そういうのをもとに推計をして積算してある計画書であります。以上です。

宮田俊之君 先ほどもいろいろすみません。ちょっと4ページ、5ページの収支計画で伺いたいのですが。初めてここで消費税という概念が出てきておりまして、仮受と仮払でいきますと最後に51万円要は純利益が出ていると。これに対しまた税金をかけて払っていくということになると思うのです。また、そのずっと上に施設修繕積立金50万円というふうに出てきておりまして、それも経費に認めたくえでしかも50万円も売り上げがあがるということにこの収支計算書は見えるわけですよ。

ということはこの施設を使って営業活動をするということですよ。要はまちだプランニングさんは指定管理というよりも。今までは全然消費税という感覚はなかったわけです。要は納税団体ではなかったと、納税義務者ではないと。その部分をではちょっと説明を重ねてお願いしたいということと。

あとちょっと漠然な質問で悪いのですけれども、これは入湯税というのは全然関係ないですよ。温浴であって付帯施設であって、お客さんが温泉に入りに来る施設ではないという分類だとは思いますが、ちょっとそれもあわせて教えていただけないでしょうか。当時のいきさつが私はわかりませんので。

環境衛生センター長 税の関係で2点ほどご質問がありました。最初に入湯税の関係をご説明申し上げます。入湯税の関係につきましては、塩沢が合併になるときに塩沢当時の条例で処理した部分については、引き続き南魚沼市で採用していくという条項がございまして、それを採用して金城の里については入湯税を対象外だという取り扱いを現在させていただいております。

消費税の関係でございしますが、まちだプランニングさんはもともといろいろな企業をやっております。消費税を払っている会社でございまして、その関係がございまして、トータルで会社の経費に算入すると消費税が出てくるので、消費税を計上せざるを得ないという説明でございました。

市長 入湯税につきましてはセンター長が申し上げたとおりでありまして、当時あそこに温泉を掘って 当時はまだ塩沢地域で連合時代でありました この入湯税の扱いと料金をどうするかということで、大和、六日町、塩沢の3町長が協議をいたしました。塩沢地域であるので塩沢の考え方が基本だということの中で、料金体系それから入湯税の扱いは現状のとおりということで決まった経緯がございまして。その後ずっといまセンター長の言ったとおりであります。

宮田俊之君 当時ちょっとその話には当然加われる立場ではなかったので、わからず申しわけなかったのですが。先ほどの会計の説明の中で、入湯税はわかりました。説明の中で施設修繕積立金の50万円が経費に計上できたのですか。普通 これは収支計画だからいいですけど、そういったことでこの収支計画が要はしっかりとしたものだというふうな判断をできたのかどうか。先ほど岩野さんからもお客さんがどのくらい入るかという見込みの話もありましたが、その部分で収支計画書がどのくらい精度が高いものだったのかについてもうちょっと。例えば賠償責任が50万円掛金が年間であるわけです。50万円の保険というのはものすごい保険ですよ。この辺はどういうふうに精査をされたのか、あわせて教えていただけますでしょうか。

環境衛生センター長 50万円の積立金の関係でございますが、正直申し上げまして今の施設は4～5年経ってきておりまして、いつ何が壊れるかわからないという状況にあります。それで予算の中に出てくるのですが修繕費が見積もられているわけでございますけれども、将来に突発的な事故に対応できるように、経営責任をちゃんと明確にする意味でも、ある程度の事故に対応できる積立金を用意しておく必要があるという考え方から、そこへ計上されてきている経過がございます。そういう説明を聞いております。

もう例えば私どもですと、予算があって皆さん方のご了解をいただいてということになるわけですが、ポンプが壊れた、パッキンが壊れたとしょっちゅうあるわけですけども、古くなってきますとちょっと大きめの事故が起きた場合、1週間休むとか1カ月休むとかとはできませんので、そのための手当てだということで聞いております。

保険の関係でございますが、先ほどどのくらい入るかというような人数の問い合わせがありましたけれども、非常に開設当時は700人なんていう記録もございますが、最近は200人から250人くらいが来ております。その多くが老人の高齢の方が多いというような状況の中で、場合によっては職員が、風呂のところでもちょっと動悸がしたとかいろいろちょっと青くなったとか苦しくなったとかというようなことも起きております。そういった場合について最近では公共施設だけではないのですけれども、加入者責任というのが事故があった場合おきますから、そういったところの対応だということでご理解いただきたいというふうに思います。

宮田俊之君 では私、総務部長にお伺いしたいのですけれども、先ほどその議論をずいぶんやったわけですよ。こういう議案書があがってきてすべて横並びに統一した条件としてご覧になっておられたのでしょうか。さっきこの話をしたうえで、しかも4ページに一般修繕費100万円が載っているわけです。年間で直すものと他のものを50万円積み立てているという収支計画ですよ。さっきの話と全く全然整合をしないと私は思うのですけれども。あちこちの部署からあがってきたものを、ちゃんとその収支計画書にあるべき科目、なければいけないもの。その辺の整理というのはしっかりされておられるのでしょうか。ここでは仮払消費税、仮受消費税まで載っていますけれど、初めてですね、消費税の関係がここに出てきていますのは、この辺をちょっともう1回、総務部長、お願いできますか。

総務部長 先ほどもちょっと触れたのですが、本来自治法で定めている指定管理者制度、この制度については、すべてある程度民間に出した方が有利であろうというある程度の発想の中で、さっき何件か可決いただきました施設については収益があがるという予算はなかなか組んでいないと。そこで私が申し上げたのは、本来の指定管理者制度というのは事業運営をやっていくわけですから、それなりのやはり収益は上がらなければならないだろうというふうには考えておりますが、今までの施設について、では儲けてもいいですということまではなかなかいかないと。

ただ、今後いろいろなところで今の既決の施設であっても、そういうかたちも考えていかないと、どうしても受けてくれる人が人件費分だけしかもらわないとかというのではなくて、そういうかたちにもっていくべきではないかと思っています。よって横並びでないと言われればそれまでですが、一応そういうかたちの中でやはり進んで、こういうかたちで進んでいくのが本来の指定管理者であろうということで私は理解しております。よろしくお願いたします。

牧野 晶君 人数ばかりであれだったのですけれど、収入がいくらあったのかという考えを。例えば19年度、18年度と落ちている、落ちているといいますけれど、どのくらい過去にあったかについて。本当は予算・決算を見ればわかるのですがお答えいただきたい。

あとそれと私、宮田議員が言っているのもわかる点はあるのです。例えば積立金が50万円積んでありますけれど、これは考えてみれば要は引当金ですから、変な話、資産の部に載るべきだというふうに私は思うのです。損益計算書に載ってくる部分ではなくて、貸借対照表に載ってくる部分であるし、その上の例えば新規設備購入負担金、これは新規だけなわけですね、カードシステムというのは、初年度ばかりなわけですね。という点を考えると、で初年度積立金、例えばここで50万円やったとするじゃないですか。ここで盛りました。ではつぎの年はいくら盛るのかという話もあるわけです。ここで聞きたいのは何年分事業計画をもらっているのかということと、当初の来年分だけなのか。

確かに私も儲けていくのが、こっちの市の方から支出をしないでやっていくというのがいい点というのは当然あると思うのですけれど。逆にいってみれば、いい施設であれば考え方によっては2社という競争原理が働いたのであれば、逆に市にも還元してくれる方というのを一つの条件としてもできるわけですね。

要ははなから入札を申し込みしてくれる人がいるかいないかわからないけれども、儲けてくれる人がいたらそれはそれでいいよ、というのではなくて、本当に儲かるか儲からないかわからないですけどそのところの見極めをつけつつ、市の方も例えば利益が出るような波があるようなと言っては悪いですけども、それが契約の途中で変わるの私はだめだ、だめだというふうに再三言っていますが、要は当初のところでは、始まってからそれを変えるのはいけないという契約違反になるのですけれど、その見切りというのが重要だと思うので、そのところの見切りをしっかりとっているのかというのが私は聞きたいと思います。そのところをよろしくご答弁お願いします。

市民生活部長　　ちょっと質問が前後するかもしれないが何年分の計画書をもってあるかということではありますが、単年度であります。ここにご提示した計画書で判定をしてありますので、3年後、4年後の計画書はもらっておりません。

それから積立金の考え方ですが、これは何年分もませなしに積んでいくのかと、こういう考え方ですが、決してそういうことではありません。実際実務に移行する段階で、基本協定あるいは年度協定というのを結ぶのが通例でございます。ある一定額まで積むことが可能であった場合、それ以上はもう積まないというようなことは翌年度の協定を結んでいく中では、それが可能になるわけです。ですから、その余剰金については、ではサービス還元ということで料金の引き下げなり、あるいは市の方に今言われたように繰入れてもらうというようなことは、協定を結ぶ段階で見直しをしていくために、積立金を何年でいかなどということは決めてありません。ですので、金額も50万円、100万円になったからやめるかというようなことについても委託の中でまた検討していきたいということでもあります。

利益に対する考え方も利潤が生じて市の方に繰り入れてもらえるような団体になって欲しいし、あるいは逆に返せば、料金を上げればそれは可能なわけですが著しく上げるわけにもいかないわけですから、その辺は見合いの中でやっていくしかないだろうというふうに思っております。以上です。(「金額はいくらか」の声あり)

決算額だけで申し上げますと、17年度が合計で1,932万5,850円。それから18年度の収入金額が1,847万7,750円。それから19年度が1,494万7,500円。これは入館料だけでございます。

牧野 晶君　　考え方はわかったのですがやはりちょっと私にわからないのは、儲けていい施設だといいつつ還元も2年目、3年目になったらバックしてもらおうよ、というふうな言い方をしているように私は感じたのですけれど、そうではなくて要はそうすると何のためにやっているのかと、やる方は思うわけですね、こっちの立場になると。企業経営者としては、一生懸命売り上げを伸ばして収入を増やして、でもその分、後から市がやはりお金を払ってくれよだってよ、というのは私は筋が違うのではないのかなという思いがあります。

だから今のうちにしっかりとどこまで精査をしているのかというのを聞きたいのです。それを懇々と過去に総務委員会の中でもありましたけれど、そこところが全然伝わっていない点があるのかなという思いがあります。今の答弁は、戻ってくるのだったらもう話し合いをして戻ってくるようにするかもしれませんが、というのですけれど、それでは本当に何のために　　この人はやっているわけだし、何のためにこういう事前審査をしているのだというふうな話になるので、私はその答弁は逆に聞きたくなかったなと思います。よろしくご答弁お願いします。

市　　長　　どういうふうにご理解をしていらっしゃるのかちょっとわかりませんが、当然この指定管理者制度はすべてのことを前提にしているわけですね。触れたことも。ただ、一般的に公が出す施設についてなかなかそういうことがあり得ない。これがほとんどです。ところがでは例えばそういう部分がでたとする。会社の儲けをそっくりよこせなどというそ

んな協定は結びませんよ。例えば1,000万円も利益が出るという計画が出たとすれば、ではそのうちの3割は市に収めてくださいとか、それはお互いの協定の中ですから。それはここに今この中で結んでいるわけではなくて、予算も出していただいて毎年毎年やるわけですので。ですからそういう中で処理をさせていただいている。個々全部違うようになると思います。それぞれ。

例えばさっきのスポーツ振興公社ですかああいうところも、もし相当の利益が出るということになれば、では修繕費は一切こっちで払わないとかいろいろの方法をやりながら、もうどんどん儲かってしかたがないなどということになれば、当然市の方へ入れてもらいます。そういう考え方ですからそういうふうにおおらかに考えていただければ十分だと思います。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第144号議案 南魚沼市可燃ごみ処理施設付属施設の指定管理者の指定については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第144号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第29、第142号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、及び日程第30、第143号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

議長 2件を一括して質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本2件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 順番に採決をいたします。第142号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第142号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 つぎに第143号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第143号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長 日程第31、第145号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長 (提案理由の説明を行う。)

産業振興部長 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

中沢一博君 本当に私は昨日、この前も言いましたけれども画期的なことだと思っております。ここにマスコミが来ないのが残念なぐらいで。市税滞納というこれは、やはり南魚沼市がこれだけ緊急対策に取り組んでいるという、私は本当にすごいなというふうに思っています。それで今、部長からお話があったように心配していたのが、1週間で結果が出るということはすごく私もうれしく思いました。

そこで1点、市長からも新しく追加もしていくという、そういう確約もいただいていますからいいのですけれども、今まだ1点私が質問したいのは、金融機関また保証機関に対する監視はどのようにしてやっていくのかということです。今まではどちらかというあまりしていなかったというのが実情かと思えます。その点ちょっとお聞かせいただきたいと思えます。(「貸し渋りとかですか」の声あり)そういうことでございます。

市長 先ほど部長が触れましたように、今日、また金融機関の皆さん方が4時半に呼んで4支店集まってもらっております。そこで強く要請を申し上げて、あとは具体的な例が出れば直接私が出向いても、部長が出向いても、あるいは幹部が出向いてもいいですので、とにかく今こういう状況だからということで説得しなければならないと思えます。市内の金融機関でまさか貸し渋りをするとは思いませんけれども、今日、強く申し上げておきますし、実態が出ましたら即何か対応させていただこうと思っております。

牧野 晶君 税の滞納についてですけれども、17年以前の分をという点はいいいのですけれども、一応18、19、20について滞納がある方にも貸すということですが、誓約書という一言がなかったのですけれどもそれはどういうふうになっているのですか。

産業振興部長 今の誓約書という部分がちょっと私の頭の中になかったのですが、これにつきましてはちょっとまた内部の方で協議をさせていただきたいと思えます。ただ、ここをあまり制約をかけますと、先ほど言ったように今は緊急的に支援をしたいという部分を第一に考えまして、そうでなければ市税の滞納はだめですよと。もうそれで手も足もでないわけです。そういう部分にしておりますが、一方ではやはり税というのも大切なことですので検討させていただきたいと思えます。



中沢俊一君 関連でちょっと市長に伺いたいと思っておりますが、先ほどの中で確かに事業所はわかりました。すばらしいと思っております。しかしながら派遣切りですよね。20社を調べた中で211名、これがほとんどの場合は当市の住民ではないというような見解がございましたが、私はまだまだ可能性は十分出てくると思っております。市長はこの間の答弁の中で、高卒の内定者あたりに対しては臨時職という対応がありましたが、本当に私が心配しているのは家庭があって、子どもがいてというそういう市民が派遣切りの対象にならないかどうかということです。本当にこうした場合の早め早めのまた措置が、私は必要だと思っておりますけれども、もしかして市長にそういうお考えがありましたら聞かせてください。

市長 今、申し上げた数字はあくまでも今日現在でありますので、これは年が明けるともうちょっと多くなるのだろうというのが、大方の予想であります。そこで今おっしゃっていただいたことですが、前々から申し上げているとおり、市内の在住者でそういう境遇にある人たちが、少しでもやはり職をとという思いがありますので、臨時対応等も含めて今、検討をしております。これは今すぐというわけにはいきませんが、年明けごろからそういうことを考えておりますし、今、職員にもちょっといろいろすべての分野で臨時職員とかそういうことを全部洗い出してくれと。今やっておりますので、そういう対応はきちんと年が明けますけれどもやっけていこうと。ですので臨時対応でどのくらいの人数になるのかというのはちょっとわかりませんが、対応をきちんとさせていただきたいということだけは申し上げておきます。

中沢俊一君 これは常識的に無理だがなというような場合につきましても、もしかしたら提言をさせてもらうかもしれません。本当にこういう緊急事態ですから、またそんなことももし出ましたらまた考えてもらいたいと。このように思っておりますがよろしく願いいたします。

議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第145号議案 平成20年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第145号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第32、選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、南魚沼市選挙管理委員及び補充員をそれぞれ4人選挙いたします。

議長 お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

議長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

最初に選挙管理委員にはお手元に配付の南魚沼市選挙管理委員候補者一覧表に記載の4人を指名いたします。

議長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってただいま議長が示しました4人の方々が選挙管理委員に当選されました。

つぎに選挙管理委員補充員にはお手元に配付の南魚沼市選挙管理委員補充員候補者一覧表に記載の4人の方々を順位を付して指名いたします。

議長 お諮りいたします。ただいま議長が指名した4人の方々を順位を含め選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってただいま議長が示しました4人の方々が選挙管理委員補充員に当選されました。

議長 日程第33、発議第22号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

関 昭夫君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

佐藤 剛君 発議第22号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてにつきまして、私は反対の立場で討論に参加させていただきます。先輩議員が多く す

べてそうなのですけれども いる前で議員機能云々というつもりはありませんが、私たち議会議員は一般会計、特別会計あわせまして約600億円の予算・決算、そして各条例の制定、改廃等、当然のことですけれども、市政が市民の意向にそっているかどうかというようなことを監視する重要な役割を担っています。

また、当然のことですけれども、市制に対する市民の声を反映させるという役割もあわせて持っているわけです。加えて今、基幹病院、そしてこういう経済状況の中でするので産業振興、そして中山間地を中心にした人口問題を含む地域活性化にも向けていかなければならないというような大事な時期でもあるわけです。残念ながら住民意志の反映は数量化されていませんので、量的とかまたは金銭的に表示できないわけです。そして議会は減少した議員数でも議会の運営ですね、運営はできるわけです、弊害は生じないような印象を受けるというふうなことになるわけです。

4年前までこの地域は60人の議員で、地域全体の声を反映させるように努めてきたわけです。したがって60人でするので、ごく限られた地域の声を反映でもそれもまたよかったという部分もあるわけです。が、合併して30人になりまして今、このごく限られた地域の声を反映すればいいというふうに思っている議員の方は、たぶん一人もいないと思います。

現状では大多数の地方議会が定数の減少をさせているために、議員減をすることが善。そして地方自治法に基づいて法定数であることは適切でないというような印象に、残念ながらなっています。加えて今どこの自治体もそうですけれども、財政事情から一人でも定数を減少することによって浮く財源といいますが、だけに目がいてまいがちなのであります。その一方住民意志の反映というそういう機能が低下してしまうところにも、やはりちょっと考えていかなければならないのではないかなというふうに私は考えます。

したがって今、特別委員長の方で話がありましたけれども、委員会の報告の中にありましたように合併によりまして議員数が半減した中で市全体を見渡せる議会、議員になっていかなければならない。当然私たちも努力しているわけですが、しかしまだ合併をしまして間もないために、そういう域には残念ながら達していない。もう1期現状のまま議員が自覚をもって、全体の中の議員というかたちを議会の中で作ってから、私は削減するのもいいのではないかと、という観点から今回の発議案第22号には賛成の立場で参加をいたしました。皆様のご賛同をお願いいたします。（「賛成でいいのですか」の声あり）

失礼いたしました。大変申しわけありません。大きな壁に向かって話していますのでちょっとあがってしまいました。訂正をいたします。発議案第22号につきまして反対の立場で討論に参加させていただきました。よろしく申し上げます。

議長 つぎに原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

討論を終わることでご異議ございませんか。

（「賛成討論がなければ反対討論をもう1回やらせてください」の声あり）

笛木信治君 発議第22号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論をするものであります。議員定数は30名が法定定数であります。この定数はしかも合併によって半減している。すでにいわゆる合併が目的とするところのスリム化、これは達成されていると考えるわけであります。何よりも大事なことは議員と市民との結び共同であります。これが従来60名であったものが今30名ですから、どうしても希薄になっています。これは私自身も反省するところではありますが、南魚沼市全体を視野に入れた活動ということになると、従来よりもどうしても手薄になるということがあります。これがさらに26人ということになりますから、ますます加速されて議員と市民の間がやはり関係が希薄になってくるという一番憂慮すべき状態になると私は思うのであります。

議員定数を減少していきますと、どうしても執行部と議会この馴れ合いが発生しがちであります。サロン化してしまうということもあります。また、報酬のお手盛りというようなことがあれば、これはもう本当に定数を削減することの弊害がもろにまともにでるということになるわけではありますが、そうしたことも私は懸念するわけであります。

何よりも市民の皆さんが確かに言われているように、今、議員定数を減らせとかもっと激しい人の意見は議会なんかなくせというような意見もあることも承知しております。であればそうした市民の皆さんの声をやはり把握して、今、議会と市民がどういう関係にあるかということが解明されなければなりません、そういう点でははなはだこの答申を出した調査委員会の調査は不十分であるといわなければなりません。いろいろありますけれどもそうしたことによりまして、この定数削減案に反対をするものであります。以上。

議長 賛成者の発言ありませんね。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第22号 南魚沼市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第22号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第34、発議第23号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

腰越 晃君 内容的には賛成なのですが、今ほど財源問題を言われました。先ほどの請願については軍事費の削減のようなことをおっしゃっていましたが、今言われたものの中に軍事費は当然入るかどうかわかりませんが、もう少し具体的に財源手当についてお考えのと

ころをもう少しお聞きしたいと思います。

笹木信治君 財源確保という点では、政府は福祉・医療に向けての2,200億円の削減を続けておりますが、これをまずやめると言うことが大事であります。そして、介護保険制度についてはこれを制定する時点で国が50パーセントの負担をしているわけですから、そうした元の姿に返す、初心に返すというだけで私は今の介護保険現場が大幅に改善されると思います。勿論、そこに至るためには今の財政出動のあり方を変えなければならないわけですから、意識の転換が必要です。そうした段階で言えばいろいろなことが言えますが、軍事費の問題であろうがいろいろあるわけです。行政独立法人の問題とかいろいろあるわけです。要は福祉・介護の現場に今、日本の焦眉の問題、重要な問題として位置づけて、どう財政出動するか頭を切り替えるかどうか、これだと思います。そこをお願いしての請願・意見書の提出ではないかと思えます。以上であります。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

つぎに原案に賛成者の発言を許します。

寺口友彦君 私はこの発議第23号に対しまして、市民クラブを代表しまして賛成の立場で討論に参加いたします。特に市内で介護労働者の処遇改善、介護の人材学校これについては大きな声が上がっているということは、議員諸氏もご承知だと思います。特にこれから雪のなか車で移動しながら在宅介護を待っていらっしゃる方に、この介護労働者の方たちがどういう思いで移動をしているか。そこを考えたときに今回の介護報酬の引き上げを含む介護保険の改正が、果たしてわが市の介護労働者の処遇改善、それから人材確保になるのかという部分について不透明である。これはやはり国の方できちんと手当てをしていただきたい。そういう思いで賛成するものであります。

議長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第23号 介護労働者の処遇改善をはじめ介護保険制度の改善を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数。よって発議第23号は否決されました。

議長 日程第35、発議第24号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出について議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

笛木信治君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第24号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」「反対」の声あり)

反対の声がありますので起立による採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第24号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第36、発議第25号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書の提出について議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

牛木芳雄君 (説明を行う。)

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第25号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救

済に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第25号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第37、発議第26号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

関 常幸君 (説明を行う。)

議長 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 長 討論を行います。

(「なし」「反対」の声あり)

議長 長 3番、宮田俊之君。反対討論ですね。

宮田俊之君 発議第26号につきまして反対の立場で討論に参加させていただきます。いみじくもいま提出者がおっしゃいましたとおり、私立の方でこういった入学金の差額が出ているという中で、私はこの私立の高校に対しての補助をするべきではなく、現役世代、子育て世代が均等に支援を受けるべきではないかという観点からこの意見書の提出には反対の立場で討論をさせていただきます。私だけではなく一人でも多くの方の反対をお願いいたします。

議長 長 つぎに原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 長 採決いたします。発議第26号 子どもたちが学費を心配せず私立高校で学べるようにするために、私学助成の増額・拡充を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数。よって発議第26号は原案のとおり可決されました。

議長 長 日程第38、発議第27号 道路整備財源の確保等に関する意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

腰越 晃君 (説明を行う。)

議長 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

笹木信治君　あまり説明が早いのでちょっと戸惑いましたが、私は意見書の一番あとの方にあります1項、2項あるのですが、この中で暫定税率分も含めた現行税率を維持することというのがありますが、暫定税率というのは暫定でして、本来やめなければならないわけです。ところがなかなかこれをやめないでまた延ばしまた延ばしということでやっているわけです。それは税としてはやはり正常な姿ではないのです。そういう点でこれをここでは維持することと、引き続きということですが、このことに対する考え方を。

腰越 晃君　現在、国・地方における道路の需要と申しますか、そうしたものについては当地を見てもらえばわかるように、まだまだ道路整備は必要な項目であります。そういう中で暫定税率を維持していることについては、国民の中には賛否両論、両方ありますけれども、現状では暫定税率を維持するというで昨年、国会の方でも決定しております。そういう状況を踏まえた中で、やはり暫定税率があるうちにきちんと必要な道路整備は行うべきであろうというように私は考えております。

議長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　討論を行います。まずは原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

つぎに賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長　採決いたします。発議第27号　道路整備財源の確保等に関する意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第27号は原案のとおり可決されました。

議長　日程第39、発議第28号　雇用・能力開発機構のあり方についての意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

寺口友彦君　(説明を行う。)

議長　質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長　討論を行います。



(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。発議第28号 雇用・能力開発機構のあり方についての意見書の提出については原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって発議第28号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第40、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務についてそれぞれ会議規則第104条の規定によってお手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

(「動議」の声あり)

議長 27番・駒形正博君、内容はどのような動議でございますか。

駒形正博君 総務文教委員長が今日の報告でおわびをするから、委員長の処遇についての話はやめてくれということであったのですが、私の期待どおりのおわびではありませんでした。しかし、そのわびろとか謝れとかは何も言いません。言いませんが、初日の学校教育委員の議会同意に28名の議員が同意しましたが、所管である総務文教委員長だけが議場を出て同意をしなかったと。この同意されなかった二人の委員については、かなりショックであり名誉が傷ついたと私は思っておりますので、この会期中にこの二人の名誉を回復するための、ただ総務文教委員長からいつかの丸ばつ式でいいですから、私に意思の確認をさせていただきたいという動議であります。

(「動議賛成」の声あり)

議長 暫時休憩をさせていただきます。

(午後4時43分)

議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

(午後4時50分)

駒形正博君 今ほど事務局の指導で採決のないのは動議にならないということですので動議を取り消します。

議長 わかりました。動議は取り下げたということでございます。

議長 以上で本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。これをもって平成20年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間ご苦労さまでした。

(午後4時50分)